

# 提出物チェックシート

申請書等をご提出いただく前に、再度、提出物についてご確認ください。

介護保険負担限度額認定申請書（裏面の同意書への記入も必要です。）

(表面)

(裏面)

被保険者と配偶者の資産額、名義人及び銀行名が確認できる書類

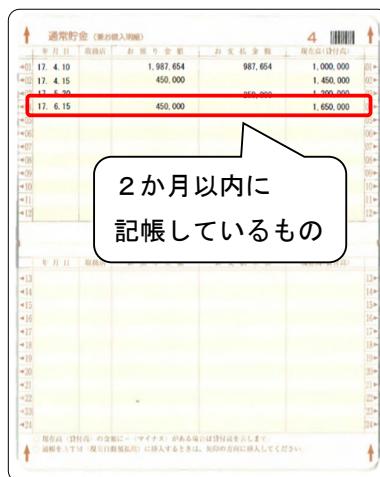
※被保険者が生活保護等を受給されている場合は提出不要です。

口座を複数お持ちの場合、確認書類（預貯金通帳等の写し）は、すべての口座について提出する必要があります。

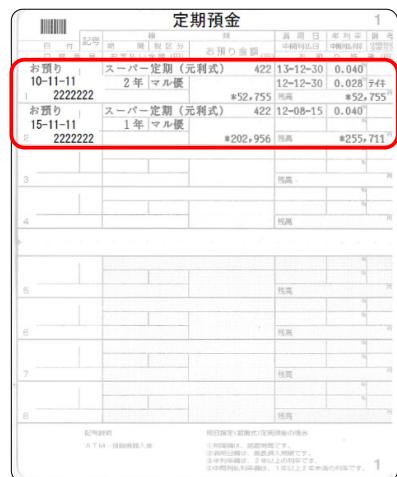
- 普通預金…通帳の名義人、銀行名が確認できるページ及び残高が確認できるページ
  - 定期預金…通帳の名義人、銀行名が確認できるページ及び預入金額が確認できるページ
- ※Web 通帳の場合は該当ページの印刷で可



+



普通預金の最終記帳ページ(例)



定期預金の預入金額がわかるページ(例)

被保険者や配偶者に成年後見人や保佐人がいる場合は登記事項証明書のコピー

※被保険者や配偶者の成年後見人・保佐人だということが分かる箇所のコピーを添付してください。

## □ 個人番号（マイナンバー）本人確認できる書類

※マイナンバーが分からぬなどマイナンバーの記載が難しい場合は、申請書に個人番号は記載せずに提出してください。  
その際、以下の書類は不要となります。

### 1 本人申請による場合

- (1) 本人及び配偶者それぞれの個人番号(マイナンバー)の確認について、いずれか1点。
  - ① 個人番号カード(裏面)
  - ② 通知カードまたは、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書
- (2) 本人の身元(実存)の確認について
  - ① 個人番号カード(表面)
  - ② 官公署が発行した顔写真付きの書類1点 例：運転免許証、旅券(パスポート)、障害者手帳、在留カード等
  - ③ 官公署が発行した顔写真なしの書類2点 例：公的医療保険の被保険者証、年金手帳等

### 2 代理人申請による場合

代理人が申請を行う場合、「代理権確認」、「代理人身元(実存)確認」及び「本人の個人番号確認」が必要になります。その際にお持ちいただく書類は次のとおりです。

- (1) 代理権の確認について、①か②のいずれか。
  - ① 法定代理人の場合：戸籍謄本、その他その資格を証明する書類。
  - ② 任意代理人の場合：委任状。
- (2) 代理人の身元(実存)の確認について、①か②のいずれか。
  - ① 官公署が発行した顔写真付きの書類1点 例：個人番号カード(表面)、運転免許証、居宅介護支援専門員証、旅券(パスポート)、在留カード等
  - ② 官公署が発行した顔写真なしの書類2点 例：公的医療保険の被保険者証、年金手証等
- (3) 本人及び配偶者の個人番号(マイナンバー)確認について、①から③のいずれか。
  - ① 本人及び配偶者の個人番号カードまたはその写し
  - ② 本人及び配偶者の通知カードまたはその写し
  - ③ 本人及び配偶者の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写し